

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和5年度		
施設名	秋田県立総合射撃場(ライフル射撃場)	設置年	平成 8 年
所在地	由利本荘市岩城道川字新田沢43		
指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社		
県所管課	スポーツ振興 課	調整・スポーツ活性化 チーム	

1 施設の概要

設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標					
	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上等に資するとともに、県内唯一の射撃競技の大会開催が可能な施設であり、ジュニア選手を含めた本県の競技力の向上のほか、射撃競技の裾野拡大のための拠点となっている。					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	射撃競技大会の開催や競技者のトレーニング施設として、本県の競技力向上や次世代アスリートの発掘・育成、県民の多様なスポーツ活動の促進を図る。					
施設の面積	敷地面積 5,430.36㎡、建床面積 1242.26㎡、延床面積 2,449.49㎡					
主な設置施設	ライフル棟、ポンプ室					
指定管理業務の内容	料金制	無（指定管理料制）				
	料金設定	別紙資料等による				
	サウンディング実施対象施設※	×				
	指定期間	R3.4.1		～ R8.3.31		
	営業期間・時間	通年(月曜日と12/29～1/3を除く) 午前9時から午後5時				
		(1) 射撃場に係る使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 (2) 射撃場の施設及び施設の維持管理に関する業務 (3) 射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務				
自主事業の内容	(1)一般利用者による家族対抗チーム射撃大会 (2)岩城小学校でのチームライフルの出前射撃教室					
直近3年の年間利用者数	R3	2,007 人	R4	2,252 人	R5	1,554 人
直近3年の年間利用収入	R3	492 千円	R4	532 千円	R5	422 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R元	R2	R3	R4	R5
収入計		12,854	13,093	13,101	13,103	13,116
利用料金収入						
指定管理料		12,854	13,093	13,093	13,093	13,093
その他収入				8	10	23
支出計		13,939	13,333	12,580	11,820	10,805
人件費		9,498	9,985	8,401	7,573	6,766
光熱水費		1,064	599	732	962	918
修繕費		267	88	631	292	138
外部委託費		1,015	550	581	633	698
その他経費		2,095	2,111	2,235	2,360	2,285
差引		▲ 1,085	▲ 240	521	1,283	2,311

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点 I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和5年度の目標	入場者数 2,000人
----------	-------------

○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	実績	1,554	達成率	77.7%
	具体的な取組とその効果	<p>一般利用者に向けた射撃場の利用促進のチラシを作成し、射撃場近隣の道の駅や小中学校、さらには空港レンタカーや宿泊施設に対し配布し、認知度を高めるよう努めたが、盛夏期に企画している自主事業について、施設内の室温が極度に高くなり扇風機では対応しきれず、利用者が熱中症になることが予想されたため開催を取りやめたほか、コロナ緩和による行楽客の分散化と小中学校からの団体利用が減少したことから、体験利用者数が伸びなかった</p> <p>競技利用者についてもコンディション維持の観点から利用を控える傾向がみられ、利用者数の減少につながった。</p>		
直近3年の実績	年度	R2年度	R3年度	R4年度
	目標	740	2,000	2,000
	実績	1,977	2,007	2,314
	達成率	267.2%	100.4%	115.7%
令和6年度の目標(設定根拠)	目標	入場者数 2,000人		
	設定根拠	<p>コロナ禍収束に向かったことにより、修学旅行等小中学校からの団体利用が激減したため令和5年度の実績は減少したが、競技団体との連携により隣県とのジュニア発掘育成に伴う当射撃場の利用促進を計画していることから、過去3年間の実績を目標として設定した。</p>		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点 I> の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	C	令和2年度から令和4年度まで目標達成を続けて来た要因として、期間中の大規模大会の開催やコロナ禍による修学旅行、校外研修等の団体利用が増加したことが背景にある。これら特殊な要因を除いても利用数が増加するよう、ホームページやインスタグラム等SNSを効果的に活用し、より一層の広報活動を行い、利用者の増加につなげていきたい。
	県(所管課)	C	コロナ禍の特殊要因による需要が収まったことにより、目標を下回ったが、一般利用者が継続的に来場するための取組みがなされており、利用者の拡大に向け、適切な施設運営がなされていると評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和5年度 の実績	実績	95.2%		
	具体的な 取組と その効果	全職員による利用者に対するこまめな声掛けや、笑顔での対応に努めたことより、利用者からの高評価の声が多くリピーター確保につながるなど、高い満足度が得られた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R2年度	R3年度	R4年度	
	95.1%	97.7%	97.2%	

＜観点Ⅱ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	職員自らが利用者目線に立ちアンケート内容を分析し、マイナス面をプラスに改善することにより、満足度を維持することができた。
	県 (所管課)	A	射撃競技者以外への利用者へ配慮した丁寧な説明を行い、真摯に対応する姿勢が、高い満足度に繋がったものと推察される。今後も高い利用者満足度に繋がる取り組みを継続していただきたい。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1)経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	経費の 低減実績	支出合計は前年度に対しておよそ8%の減となった。
	具体的な 取組と その効果	猛暑期においてはカーテンによる遮光と扇風機およびスポットクーラーの活用、窓の開放による換気、厳寒期においてはベニヤ板やアクリル板、マットなどを活用した冷氣遮断による保温を試み、極力光熱費や燃料費の低減に努めた。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和5年度 の実績	収入の 増加実績	
	具体的な 取組と その効果	

＜観点Ⅲ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	<p>厳寒期における暖房にかかる灯油については、利用者の健康上及び暴発事故防止の観点からも必要不可欠であるが、光熱費の価格高騰により増加傾向にある。</p> <p>一方、電気使用量については、利用者数の増減にかかわらず年間を通じて例年ほぼ一定であるが、昨年同様こまめな消灯や間引き点灯を継続するなどにより、光熱費の総合的な支出額を減少することができた。</p>
	県(所管課)	B	<p>原油価格高騰の影響はあるものの、通常業務におけるこまめな経費節減の取組を実施し、前年度比で支出は減少していることから、こうした取組を継続していただきたい。</p>

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和5年度の実績	<p>①サービス向上の取組について 「お客様目線に立つこと」をサービスの基本とし、清潔で居心地が良く利便性に優れた施設環境の提供を目指して取り組んだ。 また、利用者から寄せられたご意見を十分に検討し改善に努めながら施設運営に取り入れ、よりお客様目線に近づく取り組みも行った。</p> <p>②地域、関係機関、ボランティア等との連携の取組について 利用促進や適切な維持管理のため地域住民の理解と協力が得られるよう、地域住民代表(総合射撃場周辺の環境を守る会)と県及び県立総合射撃場の三者による意見交換会を定期的に行った。</p> <p>③職員の資質向上の取組について 会社の「社員研修実施要領」に基づいて作成した研修計画により、役職段階別に受講する指定研修(顧客対応研修、コンプライアンス研修など)や、多くの研修テーマの中から社員が自発的に受講科目を選択する研修(e-ラーニングなど)に社員を派遣した。</p> <p>④安全管理及び緊急時対応の方策について 施設内巡回点検を実施し、「作業日報」等を通じ社員間で情報の共有を図った。不良箇所の発見時には、速やかに修繕または危険防止措置を行った。 特に日常業務に潜む危険の察知については、社員の打ち合わせ等で危険箇所の共有を行い、事故予防の意識向上に努めた。</p> <p>⑤個人情報情報を適切に管理するための取組について 個人情報保護法を遵守するとともに、公社で定めた「個人情報保護規程」を十分理解し、個人情報の収集の制限や利用及び提供の制限など、厳正な管理を行ったほか、「コンプライアンス研修」を実施し社員の危機管理能力の向上に努めた。</p>
----------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	<p>社員のレベルアップを目的とした研修の実施、利用者への的確な情報提供、冬期間の落雪、凍結危険箇所の注意喚起や通路や駐車場の除雪の徹底対応、利用者アンケートや意見交換会の実施など、利用者の目線に立った施設の管理運営に努めたことにより、利用者満足度も前年同水準を保った。また、個人情報保護規程の理解、コンプライアンス研修の実施など、情報流出を防ぐ対応や危機管理能力の向上にも確実に取り組んでおり、利用者が安心して来場できる環境を整えている。</p>
	県(所管課)	A	<p>利用環境改善のためのアンケート内の意見・要望への対応や、利便性向上のための案内動画の掲載など、サービスの向上に努めており、適正な管理運営がなされていると評価できる。今後も利用者が満足できる施設運営に取り組んでいただきたい。</p>

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
大規模な射撃競技大会の開催や競技者のトレーニング利用等を通じ、本県の競技力の向上に貢献しているほか、チラシの作成等によるPRを行い、競技経験者以外の利用者の拡大を図るなど、射撃競技の裾野拡大や県民の多様なスポーツ活動の促進している。
○施設運営の課題
築後約30年が経過し、施設や設備機器等の経年劣化が見られることから、計画的に修繕・更新を行う必要がある。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
指定管理者と連携し、施設の効果的な運営を行いながら、県民利用の促進により、射撃競技の競技力向上や裾野拡大を図るとともに、競技経験者以外を含めた施設の利用送信に向けて、予約システムやキャッシュレス決済等の環境整備を行う。また、施設の持続的な運営を目指し、民間ノウハウの活用や収益力の向上を図るため、利用料金併用制の導入を検討していく。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和 年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

○秋田県立総合射撃場条例

平成七年七月四日
秋田県条例第四十一号

秋田県立総合射撃場条例をここに公布する。

秋田県立総合射撃場条例

(設置)

第一条 秋田県立総合射撃場(以下「総合射撃場」という。)を由利本荘市岩城道川字新田沢四十三番地に設置する。

2 総合射撃場においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める目的を達成するために必要な業務を行う。

- 一 狩猟技術訓練施設 狩猟を行おうとする者の銃器を取り扱う技術の向上を図り、もって適正な野生鳥獣の保護及び管理に資すること。
- 二 ライフル射撃場 射撃スポーツを行う機会を提供し、もって県民の心身の健全な発達に寄与すること。

(平一七条例一五・令元条例三六・一部改正)

(使用の許可)

第二条 総合射撃場の施設のうち、前条第二項各号に掲げるもの(以下「許可施設」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に総合射撃場の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(平二一条例八八・令元条例三六・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは期間を定めて使用を停止させることができる。

- 一 前条第二項の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- 二 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- 三 使用の許可に係る目的を変更したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合射撃場の管理上支障が生じたとき。

(平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 許可施設を使用する者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、許可施設の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(令元条例三六・一部改正)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により許可施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第七条 総合射撃場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 総合射撃場の利用を通じた第一条第二項各号に定める目的を達成するために必要な業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総合射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・令元条例三六・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて総合射撃場の管理を行わなけれ

ばならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、総合射撃場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・旧第八条繰下、平二一条例八八・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四十日を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成七年教委規則第一四号で平成七年七月二四日から施行)

(秋田県立ライフル射撃場条例の廃止)

2 秋田県立ライフル射撃場条例(昭和五十年秋田県条例第三十号)は、廃止する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第二六号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第一五号)

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三〇号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第三六号)

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和二年規則第四四号で令和二年八月二九日から施行)

別表(第四条関係)

(平九条例七・平一〇条例二六・平二六条例三〇・平二八条例三七・平三一条例一一・令元条例三六・一部改正)

一 狩猟技術訓練施設

区分	使用の単位	使用料の額
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一標的につき	三四円
一般		四四円

備考

この表における「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。

二 ライフル射撃場

区分	使用の単位	使用料の額
中学校生徒	一射座一時間につき	一一〇円

高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一六〇円
一般	二二〇円

備考

- 一 この表における「中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 使用の時間が一時間未満であるとき又は当該使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算した使用料を徴収する。